

### クレジットカード等で 市税・保険料等の支払が可能となります

税務課 ☎65・6508



市税・保険料等が、クレジットカードやインターネットバンキング、PayPayで納付できるようになります。納付書のバーコードを読み取ることで、24時間いつでもどこでも納付ができ、大変便利です。ぜひご利用ください。

#### 【利用方法】

- インターネット通信が可能なカメラ付きスマートフォンまたはタブレットで、専用のアプリを開き、納付書に印刷されているバーコードを読み取り、納付してください。
- クレジットカードやインターネットバンキングの利用には、アプリ「モバイルレジ」の取得が必要です。
- クレジットカードの利用には、納付金額に応じて別途決済手数料がかかります。

#### 【利用開始日】

1月4日(月)

#### 【対象科目】

市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育所保育料・放課後児童クラブ保護者負担金・墓地年間管理料・公共下水道受益者負担金

#### 【注意事項】

- 給与および年金から天引きされているものは対象外です。
- 納付額が30万円以下で、納付書にバーコードが記載されているものが対象です。納付期限が過ぎたものや納付金額が訂正されたものは、利用できません。
- 市から領収証書は発行しませんのでご注意ください。
- 納税(納付)証明が発行できるまで1か月程度かかることがあります。



### マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになります

保険医療課 ☎65・6512



3月から順次、マイナンバーカードが健康保険証として、医療機関や薬局での受付で利用できるようになります(現在の健康保険証はそのまま利用できます)。

これにより、医療保険のスムーズな資格確認や医療機関等の受付事務の効率化が期待でき、医療機関等の待ち時間の短縮につながります。

#### 【利用手続き】

マイナンバーカード、マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたは、パソコンとICカードリーダー)を用意し、マイナポータルから事前に利用申込みをします。

※利用申込みは、マイナンバーカードの交付申請やマイナポイントの手続きなどと合わせてできます。

#### 【注意事項】

○医療機関や薬局によって利用開始時期が異なります。利用できる医療機関等については、今後、厚生労働省等のホームページで公表予定です。  
○マイナンバーカードを健康保険証として利用する際、マイナンバー(12桁の数字)自体は使用しません。

マイナポータルとは  
政府が運営するオンラインサービスで、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできる自分専用のサイトです。

#### マイナンバーカードの健康保険証 利用申込みについての問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎0120・95・0178  
平日 9時30分～20時  
土日祝日 9時30分～17時30分  
(年末年始除く)

#### 医療機関や薬局の窓口で



- 1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす
- 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

### 市営住宅の入居者を募集します

住宅課 ☎65-6533



- 【申込要件】**  
次のすべての条件を満たす人  
○市内に住所または勤務場所を有し、市税および国民健康保険料(税)の滞納がないこと。  
○申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと。  
○現に同居し、または同居しようとする親族があること(新庄寺団地は除く)。  
○現に住宅にお困りであること。  
○申込時点で中学校就学前の子を扶養し、現に同居または同居を予定していること(子育て世帯向け住宅のみ)。  
○申込世帯の収入月額(合計)が15万8千円以下であること。  
※特定の条件を満たす場合は21万4千円以下です。  
※単身入居資格など、詳しくは担当課までお問い合わせください。
- 【入居の時期】**  
令和3年4月上旬を予定
- 【選考方法】**  
申込要件を満たす人の中から公開抽選対象者を決定し、その後、公開抽選により入居者を決定します。
- 【申込受付期間】**  
1月15日(金)～25日(月)  
8時30分～17時15分(土日祝日を除く)  
※1月4日(月)から住宅課(本庁舎2階)および北部振興局、各支所で募集案内を配布します。
- 【その他】**  
○原則として代理人による申込みはできません。  
○入居時に敷金(家賃3か月分)が必要です。  
○入居に際しては、連帯保証人が2人必要です(申込時には必要ありません)。  
※連帯保証人……市内在住かつ所得月額が10万4千円を超える人。  
○入居者の収入月額により、家賃が段階的に異なります。  
○申込みがなかった住宅は、別途再募集を行います。  
○今回より第2希望の住宅も申込みできます。

- 【申込要件】**  
次のすべての条件を満たす人  
○市内に住所または勤務場所を有し、市税および国民健康保険料(税)の滞納がないこと。  
○申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと。  
○現に同居し、または同居しようとする親族があること(新庄寺団地は除く)。  
○現に住宅にお困りであること。  
○申込時点で中学校就学前の子を扶養し、現に同居または同居を予定していること(子育て世帯向け住宅のみ)。  
○申込世帯の収入月額(合計)が15万8千円以下であること。  
※特定の条件を満たす場合は21万4千円以下です。  
※単身入居資格など、詳しくは担当課までお問い合わせください。
- 【入居できる期間】**  
入居指定日から最長10年間  
※子育て世帯向け住宅は、最年少の子が18歳に達した最初の3月31日と10年間のいずれか短い期間です。

募集住宅	対象	建設年度	構造	間取り	住戸面積	階	単身入居	令和2年度家賃月額 ※収入月額により算定します。
新庄寺団地第2-5号 (新庄寺町)	一般向け	S42	中層耐火構造 4階建	2DK	36.2㎡	2	○	7,400円～11,000円
千草西団地第7-1号 (今町)		S59	簡易耐火構造 2階建	3K	63.3㎡	—	×	15,500円～23,000円
柿ノ木団地第1号 (柿ノ木)		S54	簡易耐火構造 2階建	3K	55.47㎡	—	×	12,400円～18,400円
横田団地第B-3号 (木之本町田部)		S56	簡易耐火構造 2階建	3K	57.25㎡	—	×	13,700円～20,400円
八幡中山団地第2-3号 (八幡中山町)	子育て 世帯向け	H13	中層耐火構造 3階建	2LDK	58.3㎡	2	×	20,500円～30,600円
常喜団地第3-3号 (常喜町)		H9	中層耐火構造 3階建	3LDK	68.9㎡	2	×	20,100円～30,000円

### コミュニティ活動の推進に一役

市民活躍課 ☎65-8711



宝くじの助成を受けて、川崎町自治会がコミュニティ活動に必要な防犯灯を整備されました。この助成は、(一財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するために実施しているもので、今後、さらに地域コミュニティ活動が推進されることが期待されます。

